

特例措置を適用したAM中継局の廃止を可能とする制度整備案に対する意見

告示案 ガイドライン案	ページ 番号	該当箇所	意見
基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案、 AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針の改定案、 地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインの改定案	ー	全体	・ 「AM局の運用休止に係る特例措置」を適用して運用を休止したAM中継局について、早期廃止を可能とする措置を講じることは、当該民放ラジオ社の設備事情等に配慮した合理的な対応であるため、賛成します。 ・ 災害対策等を目的として例外的に90MHz以下を割り当てられているFM補完中継局が、AM中継局の廃止・休止後も同じ周波数を継続使用できるようにすることは、当該の民放ラジオ社にとって必要不可欠であり、リスナー保護にも適うものです。 ・ 民放ラジオ社の予見可能性を高め、また経営の選択肢を拡大するため、今回の措置に加え、①FM転換およびAM親局廃止に必要な制度整備を加速すること、②AM、FMを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段として追加すること——を、あらためて強く要望します。 ・ 総務省において、FM転換やラジオ中継局のradiko代替について制度化を行う際は、ラジオ各社の個別の事情や意見を丁寧に汲み上げ、施策に反映していただくよう要望します。

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案、 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案	—	全体	放送波中継によるFM同期放送の制度化は、技術方式の選択肢を拡大し、周波数有効利用に資するものであるため、賛成します。
基幹放送用周波数使用計画第1の5(4)ただし書に規定する真に必要なときについて（通達）（案）	—	全体	基幹放送用周波数使用計画第1の5(4)ただし書に規定する「真に必要なとき」の事例を明確化したことは有意義であり、適切です。